

第 24 回奈良県税制調査会議事概要

- 1 開催日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）14:00～16:00
- 2 開催場所 奈良県庁 5 階 第一会議室
- 3 出席者 委 員：林座長、上村委員、坂巻委員、佐藤委員、竹本委員
横山委員【W e b 出席】
県 ：川島総務部長、内田森林環境部次長、
岡山税務課長、西森林環境課長、染川県産材利用推進課長 ほか
- 4 議 題 奈良県森林環境税について
法人県民税特例制度について
税收帰属の適正化について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 議事概要

■ 森林環境税について

<佐藤委員>

県産材の使用にかかる住宅等助成制度は、県産材を利用促進するための産業政策として整理した方が良い。県民に受益を感じてもらうために森林そのものの重要性を伝えるべきである。また、奈良県林業のポテンシャルが重要になるが、林業は奈良県の産業上どれくらいのウェイトを占めているのか。

<環境森林部次長>

林業の奈良県の産業に占めるウェイトについて、具体的な数字は持ち合わせていないが、林業だけでなく、木材産業などを含めた全体で捉える視点は必要だと感じている。

<佐藤委員>

県内の木材がどれくらい使われているか等は、今後の取組を進める上で重要な指標。

<竹本委員>

県産材の使用にかかる住宅助成等制度について、住民の知名度や認知度も非常に大切。また、基金を最終的に使い切る形で設計されているが、無理に使い切るのではなく、必要に応じて最小限でも基金を残すような設計でも良いと思う。

<税務課長>

事業設計の段階では、財政需要に対する税収があり、歳入と歳出が合うような制度設計になっている。ただ、予算は単年度で計上するので、執行状況によっては基金が残る可能性や、急いで事業を進めるため、前倒しで執行する可能性もある。

<竹本委員>

単年度でないのが基金の良いところなので、5年間でぴったり合わせる必要もないと感じた。説明がつけば、基金が残っていても構わないと思う。

<上村委員>

税の認知度が低いのは以前からの課題であるが、森林の機能についての認知度を調査していれば教えてほしい。

<環境森林部次長>

「森林の機能について知っていますか」という質問に対して、「よく知っている」「少しは知っている」を合わせて95%という結果が出ている。

<上村委員>

そうであれば、森林の機能の認知度と森林環境税の認知度がリンクしていないのが課題である。一方、フォレスターアカデミーは、林業の担い手不足に対して非常に有効に機能している。県外出身者も多く含まれており成果が出ている。

<坂巻委員>

税の認知度が低いのは、言い換えれば「知らない間に払っている」ということ。そんな中、今回のように新たな施策を検討し、受益を知らせる努力をしているのは望ましい。また、フォレスターアカデミーも、人を育てているという意味で広く県民にメリットがあり非常に望ましいと感じた。

<横山委員>

認知度について低い印象を受けた。森林環境税に賛成の意見や認知度は5年前より減っている。全ての世代に受益を実感してもらえるような取組を、引き続き進める必要がある。

<環境森林部次長>

国森林環境譲与税が始まり、県と市町村の棲み分けを行った結果、より住民に近い施策を市町村が国森林環境譲与税で進めるようになり、県森林環境税の直接的な受益の実感がなくなってしまったことが、アンケートに反映された。この状況を改善するため、新たな取組を進めるとともに、森林環境教育などを通じてより一層の周知を図りたい。

<座長>

下山委員からの事前意見。森林環境税の受益を感じられるためには、県全体に公益が及ぶ事業の方が理解を得やすいと考えるので、県産材の利用拡大に森林環境税を活用することは良いと思う。

<座長>

今回の議論では、「やめるべきだ」「税率を変更すべきだ」などの意見はないので、税率について継続で一致している。住宅等助成制度は「県産材がこれだけ使われた」と示すことがより多くの県民の受益の実感につながるし、その際に県産材の利用促進を広報することも必要である。

<佐藤委員>

経済林と環境林は違うものとして扱われがちだが、両者はつながっているので、森林を一体的なものとして、もう少し高い視点で考えていくと良い。

■ 法人県民税特例制度について

<上村委員>

基本的に税率は現状維持で良いと考える。ただし、今後の人口減少などを踏まえると、各施設の適正規模や人口規模などをきちんと見極めていく必要がある。この税収は、いろんな分野に使えるので、使い方の見極めが非常に重要。

<税務課長>

事業の必要性や規模の適正性について十分議論を行った上で、事業が実施されているものと認識している。また、ご指摘の内容を十分踏まえて事業化されるものと考えている。

<総務部長>

税収額が総事業費に対してかなり小さい範囲にとどまっているので、整備を最小限にする努力は必要である。現在、公的施設の整備・管理の適正化計画を見直している。この中で将来の総人口や現役世代人口の減少の見通しも踏まえ、負担が持続可能な水準にとどまるよう、施設の適正化の分析を行えば、税収の使い道としても適正な範囲に収まってくる。

<坂巻委員>

法人に負担いただいている税収が、働きやすい環境の整備につながっていると説明を聞き納得した。他府県も同様の制度で課税しているので説明は可能だと思う。ただ、超過課税は黒字企業だけに負担いただいていることについて、どのように説明できるか。

<税務課長>

赤字企業は、利益がないため超過課税は負担していない。超過課税の対象としている法人はいわゆる大企業で、利益率や利益額も大きいという前提である。財政的な体力のある企業にご協力いただき、最終的には中小企業などにも受益を及ぼしている。

<佐藤委員>

奈良県だけ税率が突出しているわけでもなく、課税要件も横並びなので、この制度を続けることに反対はない。重要なのは企業の納得感であり、今後も社会福祉施設の整備に使うことを受け入れてくれるか。特に県外に本店がある企業は撤退の可能性もあるので、納得が得られるかは注意すべき点である。

<座長>

県内と県外の企業の違いは重要な視点。奈良県民が大阪に働きに行っているということもあるが、奈良県内で事業をしている企業は、奈良県が住みやすいこと自体がメリットになる。

<竹本委員>

税率は変更する必要はないと思っている。その中で、納得感に関しては、奈良府民という言葉がすごく印象的。奈良府民という言葉は、半分以上が県外で働いているという印象を持つが、実際は3割程度。印象は非常に重要で、イメージを覆すような広報も進めてほしい。

<横山委員>

他府県では社会福祉や医療だけでなく、防災など分野に用途を広げている現状がある。複数の用途に目的を分けるような案も、今後の検討課題にできる。

<座長>

県は圏域が広いので、万民にメリットがある用途を見つけるのは難しい。

<座長>

下山委員からの事前意見。使途事業である「社会（児童）福祉・医療推進」が、負担者である法人の受益につながると説明するなら、今回の資料にもあるとおり現在の働き手不足に言及しておくことが必要。使途事業の検討において、「社会（児童）福祉・医療推進」は「事業所で勤務する従業員を通じて広く法人に受益が及ぶ」ため、県外本店が多い本県においては、事業対象法人（県内本店の法人）に直接受益が及ぶよりも公平と言える。

<座長>

「もうやめるべきだ」や「減税すべきだ」という意見は出ていないので、次期についても同様の仕組みで課税することが妥当という点で一致している。その上で、使途については、社会状況を見ながら検討していく必要があるので、そこを答申にどう書くかは検討させていただく。

■ 税収帰属の適正化について

<座長>

法人事業税の分割基準は、最初は従業者の数だけだったが、自動化の進展で工場の人員が減ったことなどにより、事業所等の数が加えられた経緯がある。しかし、今では従業者も事業所もない企業形態が増えている中、どこを問題点として捉えるかも議論のポイントになる。

<佐藤委員>

参考になるのが国際課税で、これまで価値が創造された場所は工場などの恒久的施設（PE）がある場所とされていた。しかし、サプライチェーンが複雑化し、ビジネスが多様化している中、価値の創造は売上が発生した場所というのが一つのアプローチ。また、この場合の応益原則は、地方自治体が社会インフラ、社会保障の提供、治安維持といった面からマーケットプレースを維持・管理しているので、企業はそのマーケットを使って利益を得ているというロジックで説明ができる。

<竹本委員>

同じ工場なのに、技術的・経営的な変化により法人事業税収が減った分を元に戻すという説明がわかりやすい。最初はわかりやすいところから入って、議論を広げるのが良い。

<坂巻委員>

国際課税では、物理的な施設がある国に課税権があったが、電子商取引の進展により、消費地に課税権を認めるかどうかが議論されている。フランチャイズのロイヤリティについては、「その源泉地はフランチャイザーの所在地にある、具体的には①知的財産権の所在地にある、②その知的財産権の創造に費用を支出した者の所在地にある、③その創造に貢献した人的役務が提供された場所にあるなど、さまざまな見解が考えられるが、現状の税制のもとでは、フランチャイザーの本店にロイヤリティが帰属して税収が集中していることについて、国に対して検討を要請することは十分意味がある。

<横山委員>

応益課税の原則の観点ではなく、地方税の原則としての普遍性、安定性、十分性などの観点から、「偏在がない税制にすることが重要」と説明した方が伝わりやすい。

<座長>

下山委員からの事前意見。社会情勢が変わる中、本来の法人事業税の負担のあり方について、地方から声をあげるのは良いこと。近年のECの拡大は、取引実態の把握の困難さを増している。プラットフォーマーへの役割の厳格化（運営情報の公開など）や、越境取引の状況を把握するための統計整備について考えていくべきである。

<座長>

「事業税は応益課税」と言われていて、そこで経済活動をしていることに課税の根拠がある。ただ、国際課税のように、分割基準に売上を使うのは、便法としてはあり得る。「同じ工場があるのに、企業の活動形態が変わったから税収が減った」などは説得力があり、国に対しては「こういう意見があるので検討を深めてほしい」という要望になると思う。

<佐藤委員>

売上を分割基準に使う時、購入側はさらに課税されると疑問に思うかもしれないが、問題はどこに払うかで負担自体は変わらない。また、マクロの指標を使う清算基準と違い、今回の議論は分割基準なので、企業が「どこの県でいくら売り上げがあったか」を区分すれば、理論上は分割できる。問題は企業が区分経理を行っているかである。

<竹本委員>

兵庫県での議論を紹介いただいたが、奈良県にとって得になる要素は兵庫県と違うため、奈良県にとってのメインになる論点をどのように設定するかが難しい。

<上村委員>

兵庫県は得するためではなく、「納得感を高めるために制度を見直してほしい」という要望を出した。税制は納得感が非常に重要である。

<座長>

今日予定していた議題は以上で終了となる。

(以上)